

友愛會日立支部を絶滅せしめたるにより多少の紛議を見、友愛會幹部の拘引を見たるものにして、足尾及釜石のその如く労働條件の改善に關するものに非ず。全く組合運動に對する争闘なりとす。

友愛會は既に數年前より日立鑛山に會員を有し、前後數回の宣傳運動をなせり。鑛山側は平素より之を快からず思ひ居りしが、本年十一月中旬鈴木會長以下友愛會幹部の宣傳のため來山したるに、鑛山側は其の所有劇場の貸與を拒み、町民も亦鑛山側の意を迎へて、會場の貸與を拒むもの多く、因つて幹部は料理店、鑛夫長家等にて、數次演說會を催したるが、言説益々過激に渡り、鑛山側との反目を甚しくせり。

鑛山側にては友愛會の宣傳を以て、將來事業上の禍根なりとし、自衛上之が撲滅の必要を感じ、十一月二十七日重なる友愛會員鑛夫三十名、職工二十六名を解雇したり。尤も解雇の名義は事業縮少と云ふにありて、會社の規定に従ひ解雇手當を給したり。其額最高千圓、最低五十圓なりしと云ふ。

當時、友愛會々員は鑛夫六百名、製作所職工四百名なりしが、會社は彼等に對し、二十八日、二十九日に互つて、友愛會を脱會すべきを勸告し、應せざるものは悉く即時之を解雇せり。其の數鑛夫二十名、職工三十名なりき。而して被解雇者を長く鑛山に留むるは、不測の禍を起すの恐あるを以て、鑛夫に對しては四十八時間内に會社給與の住宅を立退くべきことを嚴命せり。茲に於て、十二月一日友愛會本部理事麻生、棚橋氏等は日立に赴き、演說會を催し二日書面を以て、會社側に會見を求めたり。會見に於て要求せんとせし事項は左の如しと云ふ。

一、今回解雇せられたるものは何等事業上の失策のなかりしことを證明すること。

二、友愛會日立支部の幹部を除く外被解雇者の復職

三、友愛會日立支部の公認

之に對し、鑛山側に於ては彼等と會見するは即ち交渉の端を開くものにして、友愛會の存在を認むるの結果となるを以て、直ちに會見を拒絶せり。

茲に於て、友愛會幹部は支部の事務所に於て報告演說會を催したるが、鑛夫及職工中友愛會に反感を有するもの少からず、爲に開會に先立ち演說會の内外相應じて、喧々囂々を極めたるを以て、臨檢警官は遂に解散を命じたり。然るに容易に之に應せざりしを以て、約三十名の被拘引者を出すに至れり。(内告發せられたるもの、公務執行妨害罪十三名、騷擾罪二名) 此紛擾ありたる後、鑛山は平靜に歸し鑛夫、職工共に平素の如く就業せり。而して同鑛山に於て表面上一人の友愛會員を留めざるに至れり。

斯くの如く日立鑛山に於ては、外來者の労働運動を排斥すると共に、一方自ら進んで一種の労働團體を組織せむとしつゝあり。其の具體的方法は未だ確立せざるも、鑛夫共濟組合の役員を複選法により各課所屬の一般鑛夫より選出せしむる事とし、此等役員をして一面鑛山幹部との間に意志疎通の機